相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市愛宕町一三八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木下　良弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

山梨県甲府市相生一丁目一九―二ＦＬＤビル六階あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　紗季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区若葉台二丁目一〇番、最後の住所京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町三二六番地　ルイシャトレ三条御幸町六〇三号　被相続人　亡　花田　恵一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル　御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡根　竜介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市五ケ庄芝ノ東六二番地、最後の住所京都市東山区本町八丁目七八番地　被相続人　亡　藤本　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　延寿堂第二ビル五階　中隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　紀　啓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市小山二丁目二二番地二五、最後の住所大阪府藤井寺市小山二丁目一番二九号　被相続人　亡　山尾　利行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階

相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市平池町一一番、最後の住所大阪府寝屋川市平池町一一番八号　被相続人　亡　中川　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

大阪市北区梅田一―一二―一七梅田スクエアビルディング一四階

相続財産管理人　尾島　史賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区柴島三丁目二七四番地、最後の住所大阪府大阪市北区天満橋二丁目二番二八―三二一号　被相続人　亡　中山　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　弁護士　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄北五丁目二〇番、最後の住所兵庫県尼崎市大庄北五丁目二〇番二号　被相続人　亡　中西　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区赤坂通七丁目七番、最後の住所神戸市灘区赤坂通七丁目七番九号　被相続人　亡　大﨑　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地弁護士法人菊井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　衣笠　謙三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区南堀江四丁目二二番地、最後の住所神戸市長田区西山町四丁目二二番一四―三〇一号　被相続人　亡　森本千靄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

神戸市中央区多門通四丁目一番三号ナカヤマビル二階　尾崎幸弘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市物部町大栃一四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下村　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日

高知県香美市香北町美良布一一五〇番地三

相続財産管理人　司法書士　宮下　陽介

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年三月十三日

一、墳墓等所在地　静岡県裾野市石脇三二六番地、二〇五―二番地

一、墳墓等の名称　石脇墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　静岡県裾野市石脇三二八番地　石脇墓地管理委員会　委員長　植松　繁　電話番号〇五五―九九二―一四九三

第58期決算公告

平成30年3月13日　埼玉県川越市新富町二丁目6番地1

株式会社不二ビルサービス

代表取締役　石川　義和

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	356	流動負債	664
固定資産	2,275	固定負債	379
		負債合計	**1,044**
		株主資本	1,587
		資本金	70
		資本剰余金	60
		資本準備金	60
		利益剰余金	1,457
		利益準備金	17
		その他利益剰余金	1,439
		（うち当期純利益）	（90）
		純資産合計	**1,587**
資産合計	**2,631**	**負債・純資産合計**	**2,631**